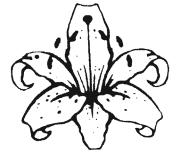


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年11月19日(金曜日)

号外第70号

目次	ページ	流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・下水道課)	2
○条例			
雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・河川課)	2		

本号で公布された条例のあらまし

1 雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第1条、第2条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

2 流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 下水道法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第1条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。



購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円

(消費税・地方消費税・送料込み)

本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

条 例

雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 11 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第 80 号

雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例

雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例（平成 25 年 神奈川県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 17 条第 3 項及び第 24 条第 1 項」を「第 38 条第 3 項及び第 45 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 項第 2 号中「第 9 条」を「第 30 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 11 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第 81 号

流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成 25 年 神奈川県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 25 条の 18 第 1 項」を「第 25 条の 30 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。